第４章　良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

（景観法第８条第２項第２号に関する事項）

１．届出対象行為

景観計画区域において、以下に定める行為を行う場合、あらかじめ市に届出を行う必要があります。

届出対象行為		行為の規模	
		景観まちづくり重点区域	景観まちづくり推進区域
建築物※１	新築、増築、改築※２若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更に係る部分の見付面積が10㎡以上のもの	
	太陽光発電設備（温水器含む）の設置	すべて	―
	除却	すべて	―
工作物※３	新設、増築、改築若しくは移転	すべて	
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更		
	垣、門、塀の除却	すべて	―
開発行為※４		すべて	3,000㎡を超えるもの
屋外における土石、廃棄物※５、再生資源※６その他の物品の集積・堆積・貯蔵		10㎡を超える行為若しくは高さ1.5mを超えるもので、堆積期間が90日以上のもの	
土地の形質の変更 （土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更　※開発行為は除く）		すべて	3,000㎡を超えるもの
木竹の植栽又は伐採 （保安林※７での行為を除く）		土地の用途変更となるものすべて	

※１：建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物とする。
※２：改築とは、建築物の全部又は一部を除却し、既存建築物と用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てる行為
※３：日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第2条に規定する工作物とする。
※４：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為とする。
※５：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物とする。
※６：資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源とする。
※７：森林法第25条第1項、第25条の2第1項及び第2項により指定された保安林。

【届出対象除外行為】
- 日南市伝統的建造物群保存地区保存条例第４条に規定する現状変更許可を受けて行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為（日南市美しいまちづくり景観基本条例施行規則第4条）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物及び景観重要樹木について許可を受けて行う行為
- 「城下町飫肥 景観計画」の施行日において既存、若しくはすでに着手している行為
- その他景観法第16条第7項に定められている行為　など

２．事前協議

届出対象行為のうち、以下に該当する大規模的な行為を行う場合は、事前協議が必要です。

届出対象行為		事前協議の対象
建築物		高さが 10m を超えるもの、 又は建築面積が 1,000 ㎡を超えるもの
工作物	コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さが 15m を超えるもの
	高架水槽、サイロ、物見塔、石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの	高さが 8m を超えるもの
	ゴルフ練習場、アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	敷地面積が 3,000 ㎡以上のもの
開発行為		3,000 ㎡以上のもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物品の集積・堆積・貯蔵		1,000 ㎡以上のもの
土地の形質の変更		3,000 ㎡以上のもの
木竹の植栽又は伐採		3,000 ㎡以上のもの